

## 個人住民税の特別徴収に関するQ & A

No.	質 問	回 答
1	「特別徴収」とはどのような制度ですか？	個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、毎月の給与を支払う際に所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税を給与から差し引きし、納入していただく制度です。
2	「特別徴収」以外にどのような徴収方法があるのですか？	「特別徴収」以外の徴収方法は、「普通徴収」となります。「普通徴収」は、市から送付される納税通知書で、個人が年4回納付する方法です。
3	アルバイト・パートの従業員（受給者）を特別徴収しなければならない理由は何ですか？	パートやアルバイトであっても、給与の支払いを受けているのであれば、すべて「給与所得者」となります。アルバイト・パートの従業員（受給者）でも所得税の源泉徴収が行われていれば、原則として特別徴収の対象となります。
4	アルバイト・パートの従業員（受給者）は特別徴収が困難なのですが？	以下に該当するなど特別徴収を行うことが困難な場合は、普通徴収となります。普通徴収切替理由書をご提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与が少なく税額が引けない</li> <li>・給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）</li> </ul>
5	（例外として）特別徴収しなくても良いのはどのような従業員（受給者）ですか？	次のいずれかに該当する従業員（受給者）については、普通徴収切替理由書を提出いただくことにより普通徴収による方法も認められます。普通徴収切替理由書をご提出ください。 ①他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者） ②給与が少なく税額が引けない ③給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない） ④個人事業主の専従者 ⑤退職者又は退職予定者（5月末日まで）
6	（例外として）特別徴収しなくても良いのはどのような事業者ですか？	次に該当する事業者については、普通徴収切替理由書を提出いただくことにより普通徴収による方法も認められます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者総人員（役員等を含む）が2名以下（【問5】の理由で普通徴収とする者を除く）の事業者</li> </ul>

7	<p>従業員（受給者）は家族だけなので特別徴収しなくていいですか？</p>	<p>家族に対して支払う給与から所得税を源泉徴収しなければならない場合は、特別徴収を行う義務があります。</p> <p>ただし、常時2人以下の家事使用人（お手伝いさんなど）のみに給与を支払う場合は源泉徴収を要しないため特別徴収しなくても構いません。（所得税法第184条）</p> <p>なお、個人事業主の専従者については、当面の間、普通徴収による方法も認めます。</p>
8	<p>従業員（受給者）数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？毎月納めるのが面倒なのですが。</p>	<p>【問6】に該当する事業所については当面の間、普通徴収による方法も認めます。普通徴収切替理由書をご提出ください。</p> <p>また、従業員（受給者）が常時10人未満の事業所の場合は、市に対し申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）を利用できます。（地方税法第321条の5の2）</p> <p>その他、手数料等が発生しますが金融機関の個人住民税納付代行サービス等の活用をご検討ください。（詳しくは金融機関にお問合せください。）</p>
9	<p>「納期の特例」を利用すれば、住民税の毎月の給与からの天引きはしなくても良いのですか？</p>	<p>「納期の特例」は、特別徴収した個人住民税を半年分まとめて納めることができる制度ですので、毎月の給与からの差し引きは通常通り行っていただく必要があります。給与からの差し引きをした住民税を預かっていただき、年2回に分けて納入してください。</p>
10	<p>「特別徴収」のメリットは何ですか？</p>	<p>従業員（受給者）の方は、住民税の納め忘れがなくなり、納税のために金融機関や市町村などの納付場所へ出向く必要もなくなります。また、普通徴収（個人納付）では年4回払いですが、特別徴収では、12ヶ月に分割して毎月の給与から差し引きされますので、納税者の1回あたりの負担が緩和されます。</p>
11	<p>安城市外から通勤している従業員（受給者）についてはどうしたらよいですか？</p>	<p>安城市外の方についても原則として特別徴収をしなければならないません。他県でも特別徴収推進の取組みを始めている市区町村が増えています。ぜひ、特別徴収をお願いします。手続きの詳細は当該市区町村にお問い合わせください。</p>
12	<p>いきなり「特別徴収」をするようにと案内があったが、何か制度が変わりましたか？</p>	<p>特別徴収の制度は以前から地方税法等で定められており、制度が変わったわけではありません。（地方税法第321条の4及び市町村の条例の規定）</p>
13	<p>地方税法で定められているということだが、どの規定なのですか？</p>	<p>地方税法第321条の3及び第321条の4に規定されています。</p>

14	今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ今さら特別徴収をしないとイケないのですか？	これまでは、特別徴収していただく必要がある場合でもそれが徹底されておりませんでした。法令の遵守と納税の公平性を図るため、全国的に是正していく動きとなっています。
15	(特に理由もなく) 昨年と同様に普通徴収としてください。	普通徴収とすべき理由がなければ普通徴収とはできません。 【問5】の①～⑤及び【問6】に該当する場合は、普通徴収とすることができます。
16	どうして、西三河8市町で実施することになったのですか？	愛知県内では、すでに豊田市をはじめ約半数以上の市町村で実施されております。また、特別徴収推進の動きは全国的に広がっており、東京都は平成29年度に実施済み、大阪府は平成30年度に実施されました。西三河8市町においても、法令の遵守と納税の公平性を図るため、実施することになりました。
17	他の市町村からは何も言われていませんか？	本来であれば、特別徴収義務者として指定しなければなりません。他市町村で指定されていない場合は、該当する市町村へ直接お問い合わせください。
18	経理担当者の事務負担が増えるので、やりたくないのですが。	特別徴収の規定は、地方税法及び市町村の条例によるもので、経理担当者の業務繁忙等を理由として特別徴収を行わないことは認められておりません。 所得税の源泉徴収は事業者が自ら計算し、年末調整事務がありますが、個人住民税の場合は市からの税額通知によってお知らせする金額を毎月の給与から天引きし、納入していただくものです。
19	経費をかけられないので特別徴収ができません。	経費がかかることは承知しておりますが、個人住民税の特別徴収の規定は、所得税の源泉徴収と同じく、法令により定められた事業者の義務となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
20	従業員(受給者)の就退職の回数が多く、事務が煩雑となるため普通徴収としてほしい。	事務が煩雑であることのみを理由として普通徴収とすることはできません。
21	従業員(受給者)から普通徴収にしてほしいと希望が出されているのですが？	給与所得者は地方税法で特別徴収により徴収する旨規定されているため、従業員(受給者)の方が個々に徴収区分を選択することはできません。

22	特別徴収を拒否したらどうなるのですか？	<p>地方税法第 321 条の 5 の規定により、特別徴収義務者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。したがって、特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場合は、税金を滞納していることとなり地方税法第 331 条に基づく滞納処分を行うこととなります。</p> <p>また、地方税法第 324 条第 3 項の規定により、「納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は 10 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こととされています。</p>
23	会社の中で、安城市は特別徴収、他市は普通徴収というように徴収方法が 2 通りになると、管理が困難になります。	<p>現在、多くの自治体で特別徴収への完全移行に向けた推進活動が始まっております。制度の適用は一律にされるものことから、全社的に特別徴収に移行していただきますようお願いいたします。</p>
24	税金の徴収は市町村の義務ではないでしょうか？会社がやらなければならないのでしょうか？	<p>給与所得に関する特別徴収については、所得税の源泉徴収義務者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが市町村に課せられている義務です。今回は、この義務を忠実に実施することとしたものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。（地方税法第 321 条の 4）</p>
25	事務取扱費のような補助や、事務費負担相当額の免除はありますか？	<p>個人住民税の特別徴収義務は、法律上義務付けられたもので、報酬的性格を持つ金品等を付与することは、法が特に認める場合を除き、許されないものと解されています。そのため、ご要望には応じられません。</p>
26	「特別徴収」により納税するためにはどうすればよいですか？	<p>毎年 1 月末日までに従業員（受給者）が 1 月 1 日時点でお住まいの市町村に給与支払報告書（総括表・個人別明細書、普通徴収切替理由書等）を提出してください（地方税法第 317 条の 6）。提出していただいた給与支払報告書に基づき、市町村が税額の計算を行い、毎年 5 月末日までに「特別徴収税額通知書」を送付します。この通知書に従って、6 月から翌年 5 月まで毎月の月割額を徴収して、各月の翌月 10 日までに納入してください。</p>
27	2ヶ所以上の事業所に勤務している従業員（受給者）は、どちらから特別徴収されますか？	<p>原則として、前年の給与収入額が大きい事業所が特別徴収事業所として指定されます。しかし、その他就職日、前年実績等からも安城市が判断しますので、5 月中旬に送付される「税額通知書」にてご確認ください。</p>

28	所得税が発生しなければ個人住民税も発生しませんか？	所得税と個人住民税では、課税の根拠となる税法が異なるため、計算方法も異なります。所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合がありますし、個人住民税が発生しなくても所得税が発生する場合があります。
29	給与支払報告書を提出した後、従業員（受給者）が退職、休職した場合はどのような手続きが必要ですか？	退職、休職等により給与の支払いを受けなくなった従業員（受給者）がいる場合は、異動が生じた翌月の10日までに市に給与所得者異動届出書を提出してください。
30	特別徴収している従業員（受給者）の退職（休職）により、特別徴収できなくなった残りの税額については、どのようにすればいいですか？	<p>特別徴収できなくなった残りの税額については、普通徴収への切替えとなり納税義務者本人に納付していただくこととなりますので、異動届出書には徴収済月を必ず記載してください。</p> <p>ただし、次の場合には普通徴収ではなく特別徴収の方法によります。</p> <p>①退職後に他の事業所に再就職し、新たな就職先で特別徴収を継続する場合</p> <p>②6月1日から12月31日までに退職（休職）をした場合で、納税義務者の申し出又は了解を得て、退職時に支払をする給与又は退職手当等から翌年5までの徴収予定額を一括徴収する場合</p> <p>なお、翌年1月1日から4月30日までに退職（休職）をした場合は、本人の申し出がなくても、5月31日までの間に支払をする給与又は退職手当等から一括徴収をすることになっています。</p>
31	非課税の従業員（受給者）が異動した場合でも届出が必要になりますか？	非課税の方（徴収すべき税額がゼロの方）や個人住民税を既に納入済みの方についても、異動があった場合には、異動届出書の提出が必要となりますので、異動があった月の翌月10日までに異動届出書を提出してください。
32	年の途中で他市町村に転出した従業員（受給者）がいますが、手続きは必要ですか？	<p>個人住民税に関する書類の提出は不要です。また、個人住民税は、その年の1月1日に住所を有していた市町村が課税しますので、今年度については、引き続き該当市町村での課税となります。</p> <p>ただし、転出した日の属する年分の給与支払報告書の提出先は転出先の市町村となりますので、ご注意ください。</p>

33	<p>事業所（特別徴収義務者）の名称や所在地が変わった場合、どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>特別徴収税額の税額決定通知書に同封されている「特別徴収のしおり」内の、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を提出してください。</p>
34	<p>毎月の税額が途中で変わることはないですか？</p>	<p>個人住民税は前年の所得に対して計算いたしますので、税額が変わることは原則としてありません。ただし、従業員（受給者）の方が確定申告を修正申告したりすると、個人住民税が再計算となり、税額が変わる場合もあります。このような場合は、天引きが済んでいない残りの月で税額を調整した変更通知書をお送りしますので、それ以降は変更後の額で天引きをお願いします。また、税額が大幅に減り既に天引きがされた税額を還付する場合も、変更通知書をお送りします。</p>
35	<p>4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員（受給者）がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることができますか？</p>	<p>対象となる従業員（受給者）の1月1日現在の住所地の市町村に特別徴収への切替依頼書を提出していただければ、年度途中からでも特別徴収に切り替えることができます。</p> <p>なお、その際に重複納付を防ぐため、新たに就職した従業員（受給者）から本人あてに送付された普通徴収の納期限を迎えていない納付書を受け取り、添付してください。</p>
36	<p>事業不振のため、特別徴収した個人住民税を（運転資金に回して）納期限内に収められません。</p>	<p>事業者が特別徴収した徴収金は、従業員（受給者）からの預かり金であり、事業資金ではありません。必ず決められた納期限内に納入してください。なお、納入すべき個人住民税を納期限内に納入しなかった特別徴収義務者に対しては業務上横領に類似するものとして、地方税法第324条第3項において罰則規定が設けられています。（10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又は併科する）</p>
37	<p>給与から天引きをした住民税を滞納したらどうなりますか？</p>	<p>納入期限を経過して納入すると、延滞金が加算される場合があります。延滞金は特別徴収義務者（事業者）が負担するものですので、従業員（受給者）から延滞金を徴収してはいけません。</p> <p>納入いただけない場合は、特別徴収義務者に対し督促状を発送し、督促状発送後10日を経過しても納入がないときは、差押えなどの滞納処分を行うことになります。</p> <p>また、事業者が滞納した場合は、特別徴収の対象となっている従業員（受給者）全員について、納税証明書を発行することができず、従業員（受給者）にも多大な迷惑がかかります。</p>

38	<p>給与から天引きした税額を納期限までに納入し忘れてしまいました。翌月の納入日に2ヶ月分納入すればよいですか？</p>	<p>まずは、気づいた時点で安城市にご連絡ください。納入方法についてのご相談を承ります。</p>
39	<p>5月20日に特別徴収税額決定通知書が届きました。6月分の天引きは、6月の勤務に対して支払われる給与から天引きすればよいですか？</p> <p>あるいは、6月に支払いをする給与から天引きすればよいですか？</p>	<p>6月に支払をする給与から天引きをしてください。勤務に合わせた給与から天引きをすると翌年5月分の納入額に不足額等が発生した場合に滞納扱いとなってしまうことがありますので、ご注意ください。</p>